

春日井市市民活動支援センター市民活動団体登録について（ご案内）

1 登録できる団体

（別紙）参照

2 必要な書類

（1）市民活動団体登録申請書

市民活動支援センターのホームページ（下記のアドレス）から取り出してください。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/shisetsu/sonota/1010662/riyouannai.html>

（2）規約又は会則

（3）役員名簿及び会員名簿

（4）活動実績又は活動計画書

3 申請書等の提出方法

（1）窓口

春日井市 市民活動支援センターの窓口に提出してください。

※ 午前9時から午後9時30分まで（月曜休館）

（2）郵送

「〒486-0837 春日井市春見町3番地 市民活動支援センター」に郵送してください。

（3）メール

sasae-i@city.kasugai.lg.jpまでメールしてください。

4 その他

申請書等に基づき内容を審査の上、登録の可否を決定させていただきますので、ご了承ください。

※ 申請内容等についてお伺いすることがあります。

問合せ先 春日井市市民活動支援センター

市民参画担当

電 話 0568-56-1943

メール sasae-i@city.kasugai.lg.jp

春日井市市民活動支援センターの登録団体の要件は次のとおりです。

- (1) 営利を目的とせず、社会の課題解決のために行う自発的かつ公益的な活動及び市と協働によるまちづくりを行う団体であること。

ただし、その活動が次のいずれにも該当しないものとします。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

- (2) 団体の構成員が3人以上で、かつ、構成員のうち3分の2以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること

- (3) 市内を中心に次に掲げるいずれかの活動を行っている団体であること。

ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

イ 社会教育の増進を図る活動

ウ まちづくりの推進を図る活動

エ 観光の振興を図る活動

オ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

キ 環境の保全を図る活動

ク 災害救援活動

ケ 地域安全活動

コ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

サ 国際協力の活動

シ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

ス 子どもの健全育成を図る活動

セ 情報化社会の発展を図る活動

ソ 科学技術の振興を図る活動

タ 経済活動の活性化を図る活動

チ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

ツ 消費者の保護を図る活動

テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

※なお、広く市民の皆様を知っていただくため、登録後はホームページの更新など団体の情報発信や市民活動支援センター主催事業への参加を積極的に行っていただくこととしております。